

安田町農地利用最適化推進委員の募集について

安田町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程(平成29年規程第1号)に基づき、安田町農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

令和8年3月2日
安田町農業委員会

記

第1 定数(募集人員) 4名

第2 推薦及び応募資格

委員委嘱予定日において、町内に住所を有し、かつ町の職員でない者で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。ただし次の各号いずれかに該当するものは除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第3 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

第4 職務

担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に伴う現地での調査及び指導等

第5 推薦及び応募方法

ホームページ、又は安田町役場経済建設課に備付けの推薦書、応募申込書により申し込むこと。

第6 募集期間

令和8年3月2日(月)から令和8年3月31日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

第7 選任方法

安田町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程及び、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき委嘱する。

第8 報酬額 日額6,300円

第9 その他

この募集の詳細については、安田町農業委員会事務局にお問合わせください。

(電話 0887-38-6715)